



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 決算診断のすすめ

ごあいさつ

艱難辛苦 (かんなんしんく)

まぶしい青空が広がり、思わず木陰を求める季節に、いかがお過ごしでしょうか。8月11日は『山の日』として今年から新しい祝日が誕生しました。8月に祝日ができたことで、祝日のない月は6月だけとなります。じきに6月にも祝日が設けられ、年間17日の祝日となる日も近い気が致します。

8月11日が山の日とされた特別な理由はなさそうです。当初、祝日推進議員連盟は6月上旬か8月12日を候補にしていたようです。おそらくお盆休みとつなげて、連休にと思ったのでしょうか。ところが8月12日は御巢鷹山の日航機墜落事故があった日。さすがに祝日とするには違和感があったようです。特に群馬県知事や運輸省航空関係者らから見直しを求められ、最終的に8月11日に落ち着いたのだとか。どうせなら夏休み期間を避け、6月中に設けてもらった方が良かったかも知れません。

休日が増えてもやるべき仕事量は減らず、かえってきつくなるという意見が多いのも事実。近年は働き過ぎやブラック企業がやり玉に挙げられるなど、何かと働き過ぎが問題となる一方、週休二日制があたりまえの時代。むしろ休み過ぎが犯罪や事故を生み出す原因とならないかが気になります。

今は亡きケンタッキーフライドチキンの創業者カーネル・サンダース氏は、生前にこんなことを言っています。『人間は働き過ぎでダメになるより、休み過ぎてサビつき、ダメになるほうがずっと多い』。

1890年インディアナ州の貧しい家庭に生まれた彼は15才で社会に出て働き始め、40以上の職を転々としながら65才の時に、今ではあたり前となったフランチャイズ方式なるものを世界に先がけて始め、事業家として成功するまでの50年間、一年の大半を不眠不休で働く仕事一筋の人生だったそうです。

90才でこの世をあとにした彼が残したこの短いメッセージからも、艱難辛苦の生き方の大切さを感じることができます。

今も温かな笑顔で街角に立つカーネルおじさん、果たして今のこの時代をどんな目で見ているのか聞いてみたいものです



税務カレンダー

2016年8月

- ◆個人事業税 第1期
- ◆個人住民税 普通徴収 第2期
- ◆個人事業者の消費税の予定納税 第1期

2016年10月

- ◆個人住民税 普通徴収 第3期

2016年11月

- ◆所得税の予定納税 第2期
- ◆個人事業税 第2期

※11月11日から17日は、税を考慮する週間です。

※ 固定資産税の納期は、蓮田市の場合です。納期は自治体により異なります。

税 務 TOPIX

配偶者手当廃止に向けGO

政府は現在専業主婦世帯の国家公務員に支給している配偶者手当、月額1万3,000円を廃止し、逆に子どもへの手当は月額1万円に増額する改正案を人事院に勧告し、来年度から実施すると発表。しかし、勧告の基となる民間給与実態調査では民間給与が公務員給与を上回っていると指摘されており、果たして勧告どおり実施されるかどうかは今後の国会審議に委ねられることに。

これが実現すれば、所得税・住民税の「配偶者控除」の全廃にも加速が付きそうだ。

贈与税の申告、過去最高に



国税庁の発表によると、平成27年分の贈与税の申告件数は53万9,000人で過去最高を記録。5年前の平成22年と比べ36%も増加。平成27年から始まった相続税の増税に備えて、生前に贈与したいと考える人が多かったようだ。このうち年間110万の非課税枠を使っただけの件数が最も多く48万9,000人。2,500万円が非課税となる相続時精算課税制度を使った人は4万9,000人といづれも過去最高を記録。相続税の節税対策が急速に進んでいる様子が伺えます。

配偶者の相続財産権、拡大へ前進

法制審議会は次期民法改正案をまとめ、配偶者の法定相続分を現行2分の1から、3分の2に拡大することや、高齢化社会に伴い亡くなった姑の生前介護をした嫁などにも一定の財産分与を認める案を提示し、将来の超高齢化社会の流れに沿った改正内容になりそうだ。



「遺言控除」の新設、持越しへ

相続の発生に伴い相続人間で争いとなるケースが増える傾向にあり、それに伴い税務申告手続きも煩雑化し、税務行政もその影響を受けることに。これを解消するため、遺言書があるときは一定の控除を認める「遺言控除」を新設し、争いのない相続の改正案が急浮上。しかしながら時期尚早として実現せず、次年度以降に持ち越しとなったようだ。国税庁は、遺言書があることにより在宅介護の促進につながるなどのメリットもあるとして早期の導入を目指している様子。



NEWS WAVE

シシちゃん（交換留学生）、10年ぶり来日…

現在、ゴールドマンサックス証券㈱に勤務する 陳 思思（愛称 シシちゃん）が、7月初旬、仕事での日本出張のあい間を縫って、およそ10年振りに所長宅を訪問、家族の大歓迎を受けました。ホームステイ留学から10年が経ち、さらに一層 英語・中国語・日本語に磨きをかけたご様子。今は香港支店で活躍中とか。故郷シドニー時代から学業抜群の彼女ですが、驚いたことに今度は、米国ハーバード大学に進み、「M・B・Aの取得を目指す」とキッパリ、将来の夢を語ってくれました。今後の活躍が楽しみです。

（写真、右から シシちゃん、長男 幸平、長女 真希子）



税金 Q&A

「除外合意」と「固定合意」・遺留分減殺請求に備えて

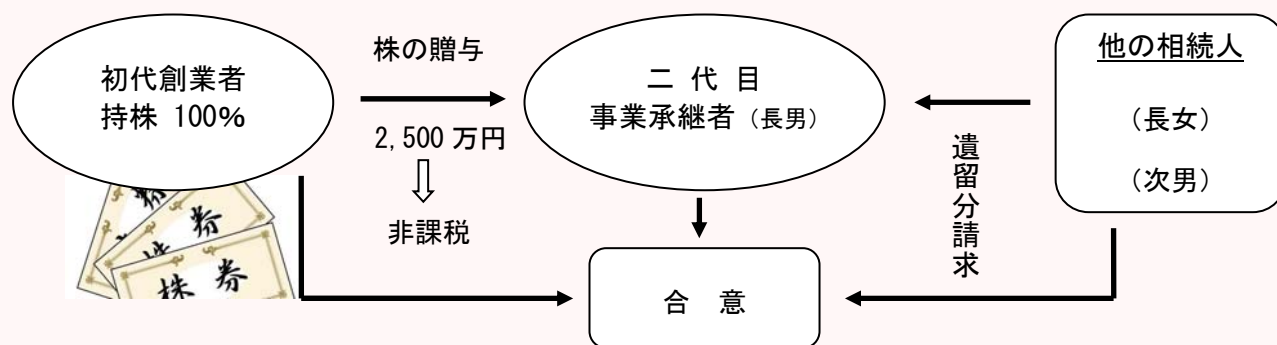
1 問題の所在

事業承継の一環として、事業後継者に対し生前に株式を贈与し、あわせて相続時精算課税制度（2,500万円まで非課税）を利用した場合に、その後その株価が上昇すると他の相続人の遺留分も増加し、事業承継が困難になることが予想されます。

そこで特に中小企業の事業承継上の弊害を防ぐ観点から、民法の遺留分について特例が設けられました。それが「除外合意」と「固定合意」です。



税理士 八鍬幸江



2 除外合意 (じょがいごうい)

除外合意とは、事業承継のために贈与した株式については、遺留分の対象となる財産から除外するという制度です。この特例はあらかじめ贈与をする者と推定相続人全員との間で合意し、経済産業大臣の確認を受け、かつ家庭裁判所の許可を得る必要があります。

3 固定合意 (こていごうい)

固定合意とは、除外はしないが贈与した株式の時価を贈与時のそれに固定し、株価の上昇分は遺留分の対象にしないとする制度です。この場合特に問題となるのが、相続時の株価の時価算定です。高すぎると後継者にとって有利になり、逆に低すぎると他の推定相続人に有利になります。



4 相当な価額

そこでこのような不公平を解消するため、事業承継円滑化法では「相当な価額」について事前に税理士、公認会計士等専門家により評価証明を出させることにしています。これによって、相続発生時の不公平を少しでも緩和することが期待されます。

5 選 択

- ① 除外合意 …… そもそも対象となる株式の価額が全財産の価額に占める割合が低く、他の相続人も株の相続を当初から期待していないときは、除外合意の道を進んだ方が望ましいといえます。
- ② 固定合意 …… しかしながら除外合意を採ると、事業承継者にどうしても財産が多く分与されてしまう結果となり、全体のバランスを欠いてしまいます。そこで価額上昇分だけを除外する方法として考えられたのが固定合意です。

いづれにせよ、事前によく検討し、実情に見合った方法を選択するようにしてください。詳しくは当事務所へお尋ねください。

夏バテ対策におすすめ飲み物

毎日うんざりするほど暑い日が続いていますが、みなさん夏バテしていませんか。食欲が落ちるこの時期におすすめの飲み物をいくつか紹介します。ぜひ試してみてください暑い夏を乗り越えましょう。



★ りんご酢ドリンク その1

材料 (200cc のグラス1 杯分)
りんご酢 大さじ1
カルピス 大さじ2
水または炭酸水 適量

作り方
グラスに氷を入れたら材料を計り入れてまぜるだけ



★ りんご酢ドリンク その2

材料 (200cc のグラス1 杯分)
りんご酢 大さじ1
はちみつ 大さじ1~2
水、お湯、炭酸水 適量

作り方
グラスにりんご酢とはちみつを入れ、水かお湯炭酸水と好みのもので割るだけ

★ 甘酒 + ヨーグルト

飲むタイプのヨーグルト (割合)
甘酒1 : ヨーグルト2

食べるタイプのヨーグルト
甘酒1 : ヨーグルト1~2

作り方
容器に材料計り入れてまぜるだけ



★ 甘酒 + 牛乳

甘酒1 : 牛乳1~2

- ※ 甘酒は飲む点滴とも呼ばれるほど栄養が豊富な飲み物です。ノンアルコールのもので作ってみてください。
- ※ 汗をかくと身体からナトリウムとカリウムが失われます。カリウムが不足すると筋肉の働きが悪くなり、だるさや不整脈の原因に。そんな時は栄養豊富なバナナを食べましょう。夏は冷蔵庫で冷やして食べるとおいしいですよ。

“決算診断” のすすめ

決算診断で、社長も経営もエネルギーに！

あなたは自社の決算書の中身を理解していますか？
あるいは、どの程度理解していますか？
社長自身がまず中身をよく知ることが大切です。それによって次の手が打てるようになるからです。

当事務所で導入している“決算診断”、決算を「過去の数字」にせず「未来の判断材料」へと活用できるようになります。

「なぜ今期はこの数字になったのか」「昨年と比べてどうなのか」「同業他社と比べてどうなのか」「どこをどう改善すればいいのか」・・・決算書だけでは分からないことも、「決算診断」を行えば一目瞭然です。

決算診断の結果から、収益性・健全性などが浮き彫りになるだけでなく、何より社長の姿勢が本気モードに変わります。



詳しくは、八鍬会計担当者へお問い合わせください。

ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・決算診断・事業承継など、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

記録的な猛暑日が続いています。睡眠不足や熱中症にかかりやすい時期です。水分補給をこまめにし、適度な運動を心がけましょう。

連絡先 八鍬 税務会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須